

エックス線装置備付け届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
管理者
氏 名

エックス線装置を備付けましたので、医療法第 15 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

区 分		新規・更新・移設・その他 ()			
病 院 ・ 診療所	名 称			病床	有 (床) ・無
	所在地	〒 電 話			
エ ッ ク ス 線 装 置	製 作 者 名				
	型 式				
	台 数				
	エックス線高電圧発生装置の定格出力	連 続	k V	m A	
		短時間	k V	m A	
		蓄放式	k V	μ F	
	管 球 の 数				
用 途		一般撮影・透視撮影・乳房撮影・間接撮影・骨密度測定・CT 歯科用 (口内・全がく・CT・) ・その他 () 移動型・携帯型・在宅専用			
使用診療室名					
エックス線装置及びエックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防装置の概要				別 紙 の と お り	
診 療 エ ッ ク ス 線 装 置 に 関 する 技 術 師 及 び 医 師	氏 名	生 年 月 日	職 種	エックス線診療に関する経歴及び免許番号	
設 置 年 月 日			年 月 日		

(注意) エックス線診療室の放射線量測定記録表を添付してください。

エックス線装置の エックス線障害の 防止に関する構造 設備及び予防措置 の概要	当該エックス線管の容器及び照射筒のエックス線管焦点等から所定の距離における利用線すい以外のエックス線量（空気カーマ率）		mGy/時 at1メートル （センチメートル）	
	各管球における付加ろ過板（総ろ過）		mmAl (Mo) 当量	
	透視装置	入射線量率	mGy/分	
		積算タイマー	有	・ 無
		エックス線管焦点皮膚間離隔装置等	有	・ 無
		受像面の有効面積外照射防止装置	有	・ 無
		受像器通過後のエックス線の空気カーマ率（最大）	μ Gy/時 at10cm	
		照射野外3cmを超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率（最大）	μ Gy/時 at10cm	
		被照射体の周囲の利用線すい以外のエックス線遮へい装置	有	・ 無
	直接装置	受像面の有効面積外照射防止装置	多重絞り・照射筒・その他（ ）	
		エックス線管焦点皮膚間距離	センチメートル以上	
	胸部間接撮影装置	受像面の有効面積外照射防止装置	有	・ 無
		装置の接触可能表面から10cmの距離における空気カーマが1.0 μ Gy以下となる受像器の一次防護しゃへい体	有	・ 無
		医療法施行規則第30条第4項第3号に規定する箱状のしゃへい物	有	・ 無
	移動用装置	エックス線管焦点皮膚間距離	センチメートル以上	
		2メートル以上離れて操作できる構造	有	・ 無
		使用中の表示	有	・ 無
		立入制限措置	有	・ 無
		撮影時の防護措置	有	・ 無
		装置の保管場所・方法		
	歯科用装置	照射野（皮膚面）	（ ）cm×（ ）cm・直径（ ）cm・スリット	
		エックス線管焦点皮膚間距離	センチメートル以上	
	治療用装置	インターロック	有	・ 無

エックス線診療室の構造設備の概要	主要構造部等の構造		耐火構造・不燃材料・その他（ ）	
	面壁の外側における実効線量が1mSv/週以下となる措置		有 ・ 無	
	診療室の防護物	区 分		構造、材料及び厚さ（cm）
		天 井		
		周 囲 画 壁 等		
			監視用窓	
			出入口の扉	
		床		
		そ の 他 の 開 口 部		有 ・ 無 (用途)
	操 作 室		有 ・ 無 (理由)	
	診 療 室 の 標 識		有 ・ 無	
エックス線診療室の防護に関する予防措置の概要	放射線障害防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無	
	管 理 区 域	管 理 区 域 を 設 け る 場 所		
		境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置	有 ・ 無	
		立 入 り 制 限 措 置	有 ・ 無	
		標 識	有 ・ 無	
	使 用 中 の 表 示		有 ・ 無	
	敷地の境界	敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量が250 μ Sv/3月以下になる措置	有 ・ 無	
入院患者の被ばくする放射線（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3mSv/3月以下になる措置		有 ・ 無		
被ばく防護用具 (鉛入り防護衣等)		有 ・ 無		
取扱者の被ばく測定器				

有（装置名、型式、用途及び放射線障害予防措置） ・ 無

エ
ッ
ク
ス
線
診
療
室
に
設
置
し
て
い
る
そ
の
他
の
装
置